

国 住 政 第 10 号
令和 2 年 4 月 30 日

住宅関係団体の長 殿
各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を踏まえた住宅ローン減税等の適用要件の弾力化に係る措置の適用を受けるために必要な手続きについて

現行の住宅ローン減税制度においては、消費税率 10%が適用される住宅の取得等をした場合には、控除期間を 13 年間に延長する特例（建物購入価格等の消費税 2%分の範囲で減税）が措置等されているところ、今般、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。以下「国税特例法」といいます。）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）による改正後の地方税法（以下「改正地方税法」といいます。）の規定に基づき、次の措置（以下「本措置」という。）が講じられることになりました。

① 既存住宅取得から 6 か月以内の入居を求める要件の弾力化について

既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から 6 か月以内）について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が遅れた場合であっても、既存住宅取得の日から 5 か月後まで（取得の日より前に契約が行われている場合を含む。）又は法の施行の日から 2 か月後まで（施行の日より前に契約が行われている場合を含む。）に増改築等の契約が行われているときは、当該入居期限を「増改築等完了の日から 6 か月以内」とすること。

② 既存住宅取得後に耐震改修を行う場合における当該取得から 6 か月以内の入居を求める要件の弾力化について

現行の耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合であっても、当該取得から 6 か月以内に耐震改修工事を行って入居したときに適用できる住宅ローン減税及び不動産取得税の特例措置の入居期限要件（取得の日から 6 か月以内）について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が遅れた場合であっても、既存住宅取得の日から 5 か月後まで（取得の日より前に契約が行われている場合を含む。）又は法の施行の日から 2 か月後まで（施行の日より前に契約が行われている場合を含む。）に耐震改修工事の契約が行われているときは、当該入居期限を「耐震改修完了の日から 6

か月以内」とすること。

③ 控除期間 13 年間の特例措置に係る適用要件の弾力化について

住宅ローン減税の控除期間 13 年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限（令和 2 年 12 月 31 日）に遅れた場合であっても、注文住宅を新築する場合には令和 2 年 9 月末まで、分譲住宅及び既存住宅を取得する場合並びに増改築等をする場合には令和 2 年 11 月末までにそれぞれ契約が行われた上で令和 3 年 12 月 31 日までに入居すれば、同様に当該特例措置の対象とすること。

これらの措置の適用を受けるためには、住宅ローン減税については、国税特例法施行令及び国税特例法施行規則に基づき、住宅の取得等した者が住宅ローン減税に係る確定申告を行う際に、確定申告書に所定の書類を添付する必要があるとされており、また、上記②の措置における不動産取得税の特例措置については、改正地方税法に基づく地方税法施行規則の規定により、当該特例措置の適用があるべき旨の申告をした都道府県知事に所定の書類を提出する必要があるとされているところ、今般、下記のとおり国土交通省において当該書類の様式を定めたので、その旨通知いたします。

住宅関係団体の長におかれては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により本来の期限内に入居できない住宅取得者等が円滑に本措置の適用を受ける機会を得ることができるよう、貴団体会員に対して本通知を周知徹底するとともに、貴団体会員の顧客に対しても本通知が確実に案内されるよう特段の配慮をしていただくようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれては、下記事項に十分ご留意の上、改正地方税法に基づく税制の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いいたします。

なお、本通知の内容については財務省及び総務省とも協議済であること、及び本通知のうち改正地方税法の施行に係る部分については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 本措置の適用を受けるために必要な書類について

本措置の適用を受けるためには、住宅ローン減税については、国税特例法施行令第 4 条及び国税特例法施行規則第 4 条の規定に基づき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書（以下「確定申告書」という。）において、下表 A に掲げるとおり、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によ

り入居期限要件を満たすことができなかつた事実に関し、当該事実を証する書類（事業者が作成し、確定申告の申告者に交付。以下「事業者作成書類」という。）又はこれに代わるべき書類（申告者が作成。以下「申告者作成書類」という。）の添付が必要とされているほか、入居期限要件を満たすことができなかつた住宅の取得等の契約内容に係る事実に関し、各種契約書の写し等の添付が必要とされているところです。

また、本措置のうち②の措置における不動産取得税の特例措置を受けるためには、改正地方税法施行規則附則第 28 条の規定に基づき、当該特例措置があるべき旨の申告をした都道府県知事に対し、下表 B に掲げるとおり、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により既存住宅の耐震改修工事が期限内に完了しなかつた旨等を明らかにする書類（工事を請け負った建設業者等が作成し、不動産取得税の申告者に交付）又は既存住宅への入居期限要件を満たすことができなかつた事実の詳細等を明らかにする書類（申告者が作成）を提出する必要があるとされているところです。

（1）事業者作成書類又は申告者作成書類の様式について

これらの添付書類のうち、事業者作成書類又は申告者作成書類としては、別添の様式 A、B 又は C を共通して用いることができます。

具体的には、事業者作成書類としては、別添の様式 A、B 又は C に従って住宅の取得等に係る契約事業者（建設業者、宅地建物取引業者等）が作成し、当該契約事業者の署名捺印をしたものを用いることができます。契約事業者におかれては、住宅の取得等に係る契約の場などを活用して、契約の相手方（申告者）に事業者作成書類を手交するとともに、当該相手方が確定申告を行う際に事業者作成書類を税務署に提出するよう案内していただくようお願いいたします。

また、事業者作成書類がない場合には、当該書類に代わるものとして、確定申告を行う際に申告者作成書類を税務署に提出することも認められます。その際、申告者作成書類としては、別添の様式 A、B 又は C に従って申告者自身が書類を作成し、当該申告者の署名捺印をしたものを用いることができます。

（2）各種契約書の写し等について

確定申告書に工事の請負契約書の写し、売買契約書の写し等を添付し、税務署に提出することが必要ですが、これらにより難い場合など不明な点があれば税務署にお問い合わせください。

（3）本措置のうち②の措置における不動産取得税の特例措置を受けるための手続きについて

不動産取得税の申告をした都道府県知事に提出すべき書類のうち、工事を請け負った建設業者等が作成し、不動産取得税の申告者に交付する「新型コロナウイルス感染

症及びそのまん延防止のための措置の影響により既存住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができなかつた事実の詳細」及び「耐震改修をした年月日」を明らかにする書類としては、別添の様式Bに従って当該建設業者等が作成し、署名捺印したものをを用いることができます。

また、不動産取得税の申告者が作成する「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により既存住宅をその取得の日から6か月以内にその者の居住の用に供することができなかつた事実の詳細」及び「耐震改修をした年月日」を明らかにする書類としては、別添の様式Bに従って当該申告者が作成し、署名捺印したものをを用いることができます。

なお、「耐震改修に係る契約を締結した年月日」を明らかにする書類としては、工事の請負契約書の写しその他の書類で当該耐震改修に係る契約の締結をした年月日を明らかにするものをを用いることができます。

2. その他留意事項

別添の様式A、B又はCに従って事業者作成書類又は申告者作成書類を作成する場合には、様式中2.の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けて一定期限内に居住の用に供することができなかつた事情について、該当すると考えられる選択肢にチェックを入れ（複数選択可）、「その他」にチェックを入れた場合には自由記述欄に事情の詳細を記述していただくようお願いいたします。

なお、本措置の適用を受けるために確定申告や都道府県知事への申告を行う際には、住宅ローン減税や不動産取得税の特例措置の適用を受けるために通常提出すべき書類についても同様に税務署や都道府県に提出することが必要である旨、ご留意をお願いいたします。

（表A：住宅ローン減税の適用に係る添付書類一覧）

事実の内容	左記の事実を証する書類 (事業者作成書類)	左記の事実を証する書類に 代わるべき書類 (申告者作成書類)
① 既存住宅取得から6か月以内の入居を求める要件の弾力化		
個人が既存住宅をその取得の日から6か月以内にその者の居住の用に供することができなかつたこと。	既存住宅の特例増改築等に係る工事を請け負った建設業者その他の者から交付を受けた以下の記載がある書類その他の書類で当該事実が生じたことを明らかにするもの	個人の当該事実の詳細を記載した書類 ⇒様式A（申告者の署名捺印があるもの）

	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により個人が既存住宅の取得をした日から6か月以内に当該特例増改築等に係る工事が完了しなかった旨 ・上記の特例増改築等をした年月日 <p>⇒様式 A (契約事業者の署名捺印があるもの)</p>	
既存住宅につき行った増築、改築、修繕又は模様替が特例増改築等 ^(※1) に該当すること	特例増改築等に係る工事の請負契約書の写しその他の書類で当該特例増改築等に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの	左記と同じ
② 既存住宅取得後に耐震改修を行う場合における当該取得から6か月以内の入居を求める要件の弾力化		
個人が耐震改修をして要耐震改修住宅をその取得の日から6か月以内にその者の居住の用に供することができなかったこと。	<p>要耐震改修住宅の耐震改修に係る工事を請け負った建設業者その他の者から交付を受けた下記の記載がある書類その他の書類で当該事実が生じたことを明らかにするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により個人が要耐震改修住宅の取得をした日から6か月以内に当該耐震改修に係る工事が完了しなかった旨 ・上記の耐震改修をした年月日 <p>⇒様式 B (契約事業者の署名</p>	<p>個人の当該事実の詳細を記載した書類</p> <p>⇒様式 B (申告者の署名捺印があるもの)</p>

	捺印があるもの)	
耐震改修に係る契約を国税特例法施行令第4条第2項に規定する日 ^(※2) までに締結していること。	耐震改修に係る工事の請負契約書の写しその他の書類で当該耐震改修に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの	左記と同じ
③ 控除期間 13 年間の特例措置に係る適用要件の弾力化		
個人が令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかったこと	建設業者、宅地建物取引業者その他の者から交付を受けた以下の記載がある書類その他の書類で当該事実が生じたことを明らかにするもの <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年12月31日までに当該家屋の新築の工事その他の工事が完了しなかった旨又は当該家屋を引き渡すことができなかった旨 ・上記の工事をした年月日 ⇒様式 C (契約事業者の署名捺印があるもの)	個人の当該事実の詳細を記載した書類 ⇒様式 C (申告者の署名捺印があるもの)
住宅の取得等、認定住宅の新築等及び住宅の新築取得等が特例取得 ^(※3) に該当すること。	家屋の新築の工事その他の工事の請負契約書の写し、売買契約書の写しその他の書類で当該特例取得に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの	左記と同じ

(※1) 個人が取得した既存住宅につき行う増築、改築、修繕又は模様替で、当該既存住宅の取得の日から5か月を経過する日又は国税特例法の施行の日から2か月を経過する日のいずれか遅い日までにその契約が締結されているものをいう(国税特例法第6条第2項及び国税特例法施行令第4条第1項)。

(※2) 個人が要耐震改修住宅の取得をした日から5か月を経過する日又は国税特例法の

施行の日から2か月を経過する日のいずれか遅い日をいう。

(※3) 消費税率10%が適用される住宅の取得等(租税特別措置法第41条第14項に規定する特別特定取得)のうち、注文住宅を新築する場合は令和2年9月末まで、分譲住宅及び既存住宅を取得する場合並びに増改築等をする場合は令和2年11月末までに、当該取得等の契約が締結されているものをいう(国税特例法第6条第5項及び国税特例法施行令第4条第3項)。

(表B: 上記②の措置のうち、不動産取得税の特例措置の適用に係る提出書類一覧)

※下記I. 又はII. のいずれかの書類を提出

提出書類	書類において明らかにすべき事項
<p>I. 耐震改修に係る工事を請け負った建設業者その他の者が作成し、不動産取得税の申告者に交付する書類で、右に掲げる事項を明らかにするもの</p>	<p>(i) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により既存住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができなかつた事実の詳細 ⇒様式B(契約事業者の署名捺印があるもの)</p> <p>(ii) 耐震改修に係る契約を締結した年月日 ⇒工事の請負契約書の写しその他の書類で当該耐震改修に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの</p> <p>(iii) 耐震改修をした年月日 ⇒様式B(契約事業者の署名捺印があるもの)</p>
<p>II. 不動産取得税の申告者が作成する書類で、右に掲げる事項を明らかにするもの</p>	<p>(i) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により既存住宅をその取得の日から6か月以内にその者の居住の用に供することができなかつた事実の詳細 ⇒様式B(申告者の署名捺印があるもの)</p> <p>(ii) 耐震改修に係る契約を締結した年月日 ⇒工事の請負契約書の写しその他の書類で当該耐震改修に係る契約の締結をした年月日を明らかにするもの</p> <p>(iii) 耐震改修した年月日 ⇒様式B(申告者の署名捺印があるもの)</p>

<参考リンク>

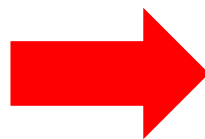
国土交通省 HP : http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

財務省 HP : https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

- 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6ヵ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期限を「増改築等完了の日から6ヵ月以内」とする。

既存住宅取得の日から
6ヵ月以内に入居

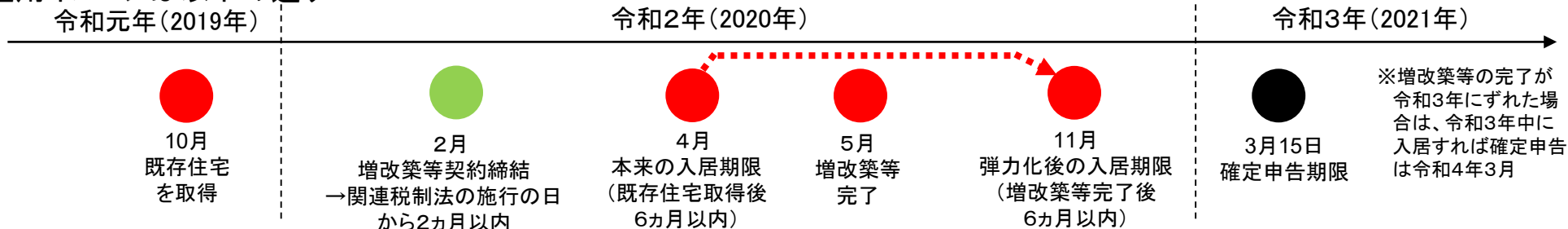


契約期限等の要件(※)を満たし、
増改築等完了の日から
6ヵ月以内入居

※以下の要件を満たす必要あり(確定申告等の申請時に必要な書類については、以下のURLに掲載。)

- 以下のいずれか遅い日までに増改築等の契約が行われていること。
 - 既存住宅取得の日から5ヵ月後まで(取得の日より前に契約が行われている場合でも構わない。)
 - 関連税制法の施行の日(令和2年4月30日)から2ヵ月後(令和2年6月29日)まで(施行の日より前に契約が行われている場合でも構わない。)
- 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り



※耐震基準を満たさない既存住宅でも、取得から6ヵ月以内に耐震改修を行い入居するなら、住宅ローン減税や不動産取得税の特例(住宅・住宅用地)の対象にできる特例(買って耐震)についても同様に措置。(なお、不動産取得税の特例については、耐震改修完了の日から6ヵ月以内に家屋所在地の都道府県への申請が必要。)

【問い合わせ先】 お近くの税務署

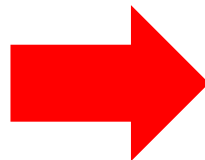
(確定申告等の申請時に「入居が遅れたことを証する書類」等が必要です。詳しくは下記国交省HPをご覧ください。)

URL(Q&Aも掲載): http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html



- 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とする。

令和2年12月31日
までに入居



契約期限等の要件(※)を満たし、
令和3年12月31日
までに入居

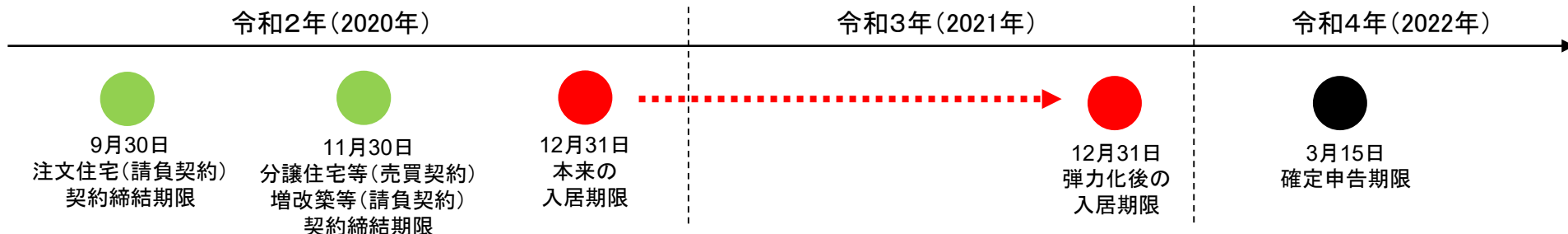
※以下の要件を満たす必要あり(確定申告時に必要な書類については、以下のURLに掲載。)

(1) 一定の期日までに契約が行われていること。

- ・注文住宅を新築する場合: 令和2年9月末
- ・分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合: 令和2年11月末

(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り



【問い合わせ先】 お近くの税務署

(確定申告時に「入居が遅れたことを証する書類」等が必要です。詳しくは下記国交省HPをご覧ください。)

URL(Q&Aも掲載): http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q&A)

分類	質問	回答
住宅取得後の入居期限(取得の日から6ヵ月以内)について ※「買って耐震」の特例についても基本的に同様です。詳細については1(31)をご覧ください。		
1(1)	全般 どのような措置なのか。	住宅ローンを借りて取得した既存住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間を要した場合でも、一定の要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン減税を適用できることとするものです。
1(2)	全般 どのような要件を満たせばよいのか。	以下の要件を満たした上で、「増改築等完了の日から6ヵ月以内に入居」することが必要です。 ①以下のいずれか遅い日までに増改築等の契約が行われていること。 ・既存住宅取得の日から5ヵ月後まで ・関連税制法の施行の日(令和2年4月30日)から2ヵ月後(令和2年6月29日)まで ②取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。
1(3)	全般 本来受けられたはずの住宅ローン減税をそのまま受けられるということか。	住宅ローン減税の要件や1(2)の要件を満たして頂ければ、本来受けられたはずの住宅ローン減税が受けられます。
1(4)	全般 「増改築等完了の日から6ヵ月以内に入居」について、入居の日の期限はないのか。	住宅ローン減税の入居期限(令和3年12月31日)までに入居することが必要となります。
1(5)	全般 増改築等の契約の日から増改築等の完了の日までの期間については、特段要件はないということでしょうか。	その通りです。ただし、1(4)の通り、令和3年12月31日までに入居することが必要となります。
1(6)	入居期限 取得の日から6ヵ月以内に入居しなくても、住宅ローン減税が受けられるということか。	住宅ローン減税の要件や1(2)の要件を満たして頂ければ、住宅ローン減税が受けられます。
1(7)	入居期限 増改築等完了の日から6ヵ月までに入居できない場合はどうなるのか。	住宅ローン減税を受けられません。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q & A)

	分類	質問	回答
1(8)	契約期限	いずれかの契約期限までに増改築等の請負契約を締結すればよいということか。	その通りです。「いずれか」を満たせばよく、「両方」を満たす必要はございません。なお、1(9)もご参照ください。
1(9)	契約期限	例えば、令和2年4月7日に既存住宅を取得した場合、いつまでに増改築等の契約を締結すればよいのか。	既存住宅取得の日から5ヵ月後(令和2年9月6日)又は関連税制法の施行の日から2ヵ月後(令和2年6月29日)のいずれか遅い日までに増改築等の契約を締結する必要があるため、令和2年9月6日までに増改築等の契約を締結すればよいこととなります。
1(10)	契約期限	既存住宅取得の日より前に増改築等の契約を締結した場合も対象となるのか。	対象となります。
1(11)	契約期限	関連税制法の施行の日より前に増改築等の契約を締結した場合も対象となるのか。	対象となります。
1(12)	契約期限	昨年(令和元年)に契約したのも対象となるのか。	対象となります。
1(13)	契約期限	それぞれの契約期限を過ぎた場合は今回の措置の対象とならないのか。	対象となりません。
1(14)	契約期限	それぞれの契約期限までに契約したことはどのように確認するのか。	請負契約書の写し、既存住宅の取得に係る売買契約書の写しなど、契約の締結をした年月日を明らかにする書類で確認します。
1(15)	遅延証明	「住宅への入居が遅れたこと」については、どのように証明すればよいのか。	「入居時期に関する申告書兼証明書」を様式で定めておりますので、必要事項を記入して所轄の税務署において確定申告をする際に提出ください。なお、様式については国土交通省HPや国税庁HPにてダウンロードできます。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q&A)

	分類	質問	回答
1(16)	遅延証明	第三者が発行する証明書が必要となるのか。	「入居時期に関する申告書兼証明書」必要事項を記入して所轄の税務署において確定申告をする際に提出ください。その際、契約事業者の署名捺印が必要となります。(契約事業者の署名捺印がない場合は、申告者が署名捺印を行う必要があります。) なお、様式については国土交通省HPや国税庁HPにてダウンロードできます。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html
1(17)	遅延証明書	「入居時期に関する申告書兼証明書」の「〇〇税務署長」の〇〇には何を記載すればよいか。	所轄の税務署の名称を記載ください。(例:渋谷税務署長、新宿税務署長)
1(18)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の1.「所在地」「種類」「総(床)面積」には、それぞれどのような内容を記載すればよいのか。	家屋の登記事項証明書に記載された内容を転記してください。 その際、家屋がマンションのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、階段や通路など共同で使用している部分(共有部分)については床面積に含めず、登記事項証明書上の専有部分の床面積を記入してください。なお、契約事業者の署名捺印時点で登記事項証明書上の床面積が確定していない場合は、空欄にしたままにした上で、申告時に申告者のほうで記入してください。
1(19)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2.「外出自粛や事業者の営業自粛等により、増改築等の契約手続きが遅延したため」に該当するのは、どのような場合か。	例えば以下の場合が該当します。 ・増改築等検討者が外出を自粛したため、又は事業者が営業自粛したため、なかなか事業者を見つけることができなかった。 ・増改築等検討者が外出を自粛したため、又は事業者が営業自粛したため、事業者との打合せが遅れた。
1(20)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2.「住宅設備機器の納入遅れや事業者の工事自粛等により、増改築等の工事が遅延したため」に該当するのは、どのような場合か。	例えば以下の場合が該当します。 ・トイレやキッチンなどの住宅設備機器、建築資材などの納入が遅れた。 ・工事事業者の休廃業や体制の縮小などにより着工が遅れた又は工期が長期化した。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q&A)

	分類	質問	回答
1(21)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2.「工事完了後、外出自粛等により、入居が遅延したため」に該当するのは、どのような場合か。	例えば以下の場合が該当します。 ・増改築等が完了するまで、仮の住居に住んでいたが、事態が収束するまでその住居に留まることにした。
1(22)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2. は複数回答可とあるが、1つしか該当しない場合でも特例の対象となるのか。	1つしか該当しない場合でも特例の対象となります。
1(23)	遅延証明	「入居期限に関する申告書兼証明書」に2. いずれの選択肢にも当てはまらない場合、「その他」に何を記載すればいいのか。	新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により入居が遅れた事情をなるべく詳細に記載してください。
1(24)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の3. の「増改築等完了の年月日」には、どのような日付を記載すればよいか。	実際に増改築等が完了した日付を記載ください。
1(25)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」は事業者と申告者のどちらが作成すればよいか。	契約事業者において作成の上、申告者にお渡しください。なお、契約事業者の署名捺印が得られない場合は、申告者が署名捺印を行ってください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q & A)

	分類	質問	回答
1(26)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の署名捺印について、契約事業者が法人の場合は記名捺印で構わないか。また、契約事業者名及び事業者印のみで構わないか。	記名捺印でも構いません。 契約事業者名及び事業者印のみでも構いません。(代表者名や担当者名は不要です。)
1(27)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の契約事業者の欄について、契約締結時から名義人に変更がある場合は、変更後の名義人について署名捺印することで構わないか。また、契約事業者が複数の場合は、いずれか一の者の署名捺印で構わないか。	原則として、請負契約書の名義と同一の者の署名捺印を行うものとしますが、申告書兼証明書の作成時点において、契約締結時の名義人から変更がある場合は、当該名義人に相当する者の署名捺印で差し支えありません。 また、契約事業者が複数の場合は、いずれか一の者の署名捺印をしてください。
1(28)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の記載例はないか。	記載例は国土交通省HPに掲載しております。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html
1(29)	手続	どのような手続が必要なのか。確定申告は必要なのか。	所轄の税務署において確定申告をする必要があります。 確定申告において必要となる書類は以下の通りです。 ①入居時期に関する申告書兼証明書(様式A) ②請負契約書の写しなど、契約の締結をした年月日を明らかにする書類 ③通常の住宅ローン減税の適用を受けるために必要な書類(借入金の年末残高等証明書、家屋の登記事項証明書など) 確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
1(30)	手続	確定申告はいつ行えばよいのか。	住宅ローン減税に関する所得税の確定申告は、その住宅に入居した日の翌年以降に行っていただく必要があります。したがって、令和3年に入居された方につきましては、令和4年以降に行っていただくこととなります。 確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q&A)

	分類	質問	回答
1(31)	その他	耐震基準を満たさない既存住宅でも、取得から6ヵ月以内に耐震改修を行い入居するなら、住宅ローン減税や不動産取得税の特例(住宅・住宅用地)の対象にできる特例(買って耐震)についても同様に措置されるということでしょうか。	<p>その通りです。</p> <p>なお、1(1)～(30)中、「増改築等」は「耐震改修」に、「様式A」は「様式B-1」又は「様式B-2」に置き換えてご覧ください。</p> <p>また、不動産取得税の特例につきましては、以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・1(4)(5)の回答に記載の期限については、「令和3年12月31日」ではなく「令和4年3月31日」となります。・所轄の税務署ではなく家屋所在地の都道府県に申告する必要がありますので、必要書類をそろえて申告ください。その際、入居時期に関する申告書兼証明書は「様式B-2」をお使いください。
1(32)	その他	この措置は既に決定したということでしょうか。	既に決定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q & A)

分類	質問	回答
住宅ローン減税の控除期間13年間の入居期限(令和2年12月31日)について		
2(1)	全般	どのような措置なのか。
		住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、控除期間が13年間の住宅ローン減税を適用できることとするものです。
2(2)	全般	どのような要件を満たせばよいのか。
		以下の要件を満たした上で、「令和3年12月31日までに入居」することが必要です。 ①一定の期日までに契約が行われていること。 ・注文住宅を新築する場合:令和2年9月末 ・分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合:令和2年11月末 ②新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。
2(3)	全般	既存住宅は全て対象となるのか。
		消費税率10%が適用される既存住宅(買取再販住宅)が対象となります。個人間売買により取得する既存住宅については、消費税が課税されないため対象外です。
2(4)	全般	本来受けられたはずの住宅ローン減税をそのまま受けられるということか。
		住宅ローン減税の要件や2(2)の要件を満たして頂ければ、本来受けられたはずの住宅ローン減税が受けられます。
2(5)	入居期限	令和2年12月31日までに入居しなくても、控除期間13年間の措置が受けられるということか。
		消費税率10%で住宅の取得等をされた方で、2(2)の要件を満たした方であれば、令和2年12月31日までに入居しなくても、控除期間13年間の措置が受けられます。
2(6)	契約期限	注文住宅の新築については、令和2年9月30日までに請負契約を締結すればよいということか。
		その通りです。
2(7)	契約期限	分譲住宅・既存住宅の取得については、令和2年11月30日までに売買契約を締結すればよいということか。
		その通りです。
2(8)	契約期限	増改築等については、令和2年11月30日までに請負契約を締結すればよいということか。
		その通りです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q&A)

	分類	質問	回答
2(9)	契約期限	それぞれの契約期限までに契約したことはどのように確認するのか。	請負契約書の写し、売買契約書の写しなど、契約の締結をした年月日を明らかにする書類で確認します。
2(10)	契約期限	昨年(令和元年)に契約したのも対象となるのか。	対象となります。ただし、消費税率10%が適用される住宅の取得等に係る契約である必要があります。
2(11)	契約期限	それぞれの契約期限を過ぎた場合は今回の措置の対象とならないのか。	本来、住宅ローン減税の控除期間13年間の措置を受けられるはずだったと考えられる者を対象としているため、それぞれの契約期限を過ぎた場合は対象となりません。
2(12)	遅延証明	「住宅への入居が遅れたこと」については、どのように証明すればよいのか。	「入居時期に関する申告書兼証明書」を様式で定めておりますので、必要事項を記入して所轄の税務署において確定申告をする際に提出ください。 なお、様式については国土交通省HPや国税庁HPにてダウンロードできます。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html
2(13)	遅延証明	第三者が発行する証明書が必要となるのか。	「入居時期に関する申告書兼証明書」必要事項を記入して所轄の税務署において確定申告をする際に提出ください。その際、契約事業者の署名捺印が必要となります。(契約事業者の署名捺印がない場合は、申告者が署名捺印を行う必要があります。) なお、様式については国土交通省HPや国税庁HPにてダウンロードできます。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html
2(14)	遅延証明書	「入居時期に関する申告書兼証明書」の「〇〇税務署長」の〇〇には何を記載すればよいのか。	所轄の税務署の名称を記載ください。(例:渋谷税務署長、新宿税務署長)
2(15)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の1.「所在地」「種類」「総(床)面積」には、それぞれどのような内容を記載すればよいのか。	家屋の登記事項証明書に記載された内容を転記してください。 その際、家屋がマンションのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、階段や通路など共同で使用している部分(共有部分)については床面積に含めず、登記事項証明書上の専有部分の床面積を記入してください。なお、契約事業者の署名捺印時点で登記事項証明書上の床面積が確定していない場合は、空欄にしたままにした上で、申告時に申告者のほうで記入してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q&A)

	分類	質問	回答
2(16)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2.「外出自粛や事業者の営業自粛等により、契約手続きが遅延したため」に該当するのは、どのような場合か。	例えば以下の場合が該当します。 ・住宅購入検討者が外出を自粛したため、又は事業者が営業を自粛したため、なかなか住宅展示場やマンションギャラリー、各種相談窓口を来訪することができなかった。 ・住宅購入検討者が外出を自粛したため、又は事業者が営業を自粛したため、営業担当者との打合せが遅れた。
2(17)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2.「住宅設備機器の納入遅れや事業者の工事自粛等により、工事が遅延したため」に該当するのは、どのような場合か。	例えば以下の場合が該当します。 ・トイレやキッチンなどの住宅設備機器、建築資材などの納入が遅れた。 ・工事事業者の休業や体制の縮小などにより着工が遅れた又は工期が長期化した。
2(18)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2.「工事完了後又は引渡し後、外出自粛等により、入居が遅延したため」に該当するのは、どのような場合か。	例えば以下の場合が該当します。 ・事業者から鍵は入手したが、営業自粛により引越業者がなかなか見つからなかった。 ・引渡しまで完了したが、他県への引越しを伴うため、事態が収束するまで旧居に留まることにした。
2(19)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の2. は複数回答可とあるが、1つしか該当しない場合でも特例の対象となるのか。	1つしか該当しない場合でも特例の対象となります。
2(20)	遅延証明	「入居期限に関する申告書兼証明書」に2. いずれの選択肢にも当てはまらない場合、「その他」に何を記載すればいいのか。	新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により入居が遅れた事情をなるべく詳細に記載してください。
2(21)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の3. の「工事完了の年月日又は当該家屋の引渡しの年月日」には、どのような日付を記載すればよいか。	実際に工事が完了した日付又は実際に当該家屋の引渡しが行われた日付を記載ください。(いずれの日付でも構いません。)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(Q&A)

	分類	質問	回答
2(22)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」は事業者と申告者のどちらが作成すればよいのか。	契約事業者において作成の上、申告者にお渡してください。なお、契約事業者の署名捺印が得られない場合は、申告者が署名捺印を行ってください。
2(23)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の署名捺印について、契約事業者が法人の場合は記名押印で構わないか。また、契約事業者名及び事業者印のみで構わないか。	記名押印でも構いません。 契約事業者名及び事業者印のみでも構いません。(代表者名や担当者名は不要です。)
2(24)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の契約事業者の欄について、契約締結時から名義人に変更がある場合は、変更後の名義人について署名捺印することで構わないか。また、契約事業者が複数の場合は、いずれか一の者の署名捺印で構わないか。	原則として、請負契約書又は売買契約書の名義と同一の者の署名捺印を行うものとしますが、申告書兼証明書の作成時点において、契約締結時の名義人から変更がある場合は、当該名義人に相当する者の署名捺印で差し支えありません。また、契約事業者が複数の場合は、いずれか一の者の署名捺印をしてください。
2(25)	遅延証明	「入居時期に関する申告書兼証明書」の記載例はないか。	記載例は国土交通省HPに掲載しております。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html
2(26)	手続	どのような手続が必要なのか。確定申告は必要なのか。	所轄の税務署において確定申告をする必要があります。 確定申告において必要となる書類は以下の通りです。 ①入居時期に関する申告書兼証明書(様式C) ②請負契約書の写し、売買契約書の写しなど、契約の締結をした年月日を明らかにする書類 ③通常の住宅ローン減税の適用を受けるために必要な書類(借入金の年末残高等証明書、家屋の登記事項証明書など) 確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
2(27)	手続	令和3年に入居した場合の確定申告はいつ行うのか。	住宅ローン減税に関する所得税の確定申告は、その住宅に入居した日の翌年以降に行っていただく必要があります。したがって、令和3年に入居された方につきましては、令和4年以降に行っていただくこととなります。 確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
2(28)	その他	この措置は既に決定したということでしょうか。	既に決定しております。

様式 A (住宅ローン減税用：既存住宅の取得後増改築等を行った場合の申告書兼証明書)

<契約事業者において作成の上、申告者にお渡しください>

別 添

入居時期に関する申告書兼証明書

〇〇税務署長 殿

（申告者氏名）は、下記1の家屋（既存住宅）を取得し、その後増改築等しましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、下記2の事情により、当該既存住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができませんでした。

1. 取得した家屋（既存住宅）（※1）

所在地：_____

種類：_____ 総（床）面積：_____ m²

2. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、当該既存住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができなかった事情

（該当する□にレ印を入れてください。複数回答可）

- 外出自粛や事業者の営業自粛等により、増改築等の契約手続きが遅延したため
- 住宅設備機器の納入遅れや事業者の工事自粛等により、増改築等の工事が遅延したため
- 工事完了後、外出自粛等により、入居が遅延したため
- その他（下記に事情の詳細を記述してください。）

(_____

_____)

3. 増改築等完了の年月日及び居住開始の予定年月日等（増改築等完了の日から6か月以内に居住開始をしている必要があります。）

増改築等完了の年月日：令和____年____月____日

居住開始の予定年月日（契約事業者が記入）：令和____年____月____日

実際に居住開始をした年月日（申告者が記入）：令和____年____月____日

上記の内容について証明します。なお、実際に居住開始をした年月日は、後日申告者が記入します。

増改築等の契約事業者

令和____年____月____日 住所 _____ TEL: _____

氏名又は名称 _____ 印 (※2) (※3)

※契約事業者の署名捺印がない場合には、申告者が署名捺印を行います。

上記の内容に相違ないことを約します。

申告者 令和____年____月____日 住所 _____

氏名 _____ 印

様式 B-1 (住宅ローン減税用：要耐震改修住宅の取得後耐震改修を行った場合の申告書兼証明書)
＜契約事業者において作成の上、申告者にお渡しください＞

入居時期に関する申告書兼証明書

〇〇税務署長 殿

（申告者氏名）は、下記1の家屋（要耐震改修住宅）を取得し、その後耐震改修しましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、下記2の事情により、当該要耐震改修住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができませんでした。

1. 取得した家屋（要耐震改修住宅）^(※1)

所在地：_____

種類：_____ 総（床）面積：_____ m²

2. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、当該要耐震改修住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができなかった事情

（該当する□にレ印を入れてください。複数回答可）

- 外出自粛や事業者の営業自粛等により、耐震改修の契約手続きが遅延したため
- 住宅設備機器の納入遅れや事業者の工事自粛等により、耐震改修の工事が遅延したため
- 工事完了後、外出自粛等により、入居が遅延したため
- その他（下記に事情の詳細を記述してください。）

(_____

_____)

3. 耐震改修完了の年月日及び居住開始の予定年月日等（耐震改修完了の日から6か月以内に居住開始をしている必要があります。）

耐震改修完了の年月日：令和____年____月____日

居住開始の予定年月日（契約事業者が記入）：令和____年____月____日

実際に居住開始をした年月日（申告者が記入）：令和____年____月____日

上記の内容について証明します。なお、実際に居住開始をした年月日は、後日申告者が記入します。

耐震改修の契約事業者

令和____年____月____日 住所 _____ TEL: _____

氏名又は名称 _____ 印 ^(※2) ^(※3)

※契約事業者の署名捺印がない場合には、申告者が署名捺印を行います。

上記の内容に相違ないことを約します。

申告者 令和____年____月____日 住所 _____

氏名 _____ 印

様式 B-2 (不動産取得税の特例措置用：耐震基準不適合既存住宅の取得後耐震改修を行った場合の申告書兼証明書)

<契約事業者において作成の上、申告者にお渡しください>

入居時期に関する申告書兼証明書

〇〇都道府県知事 殿

(申告者氏名) は、下記1の家屋(耐震基準不適合既存住宅)を取得し、その後耐震改修しましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、下記2の事情により、当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができませんでした。

1. 取得した家屋(耐震基準不適合既存住宅)(※1)

所在地 : _____

種類 : _____ 総(床)面積 : _____ m²

(注) マンション等で共用部分がある場合は、専有部分に、共用部分を専有部分の床面積割合により按分した面積を加算した床面積を記入して下さい。

2. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6か月以内に居住の用に供することができなかった事情

(該当する□にレ印を入れてください。複数回答可)

- 外出自粛や事業者の営業自粛等により、耐震改修の契約手続きが遅延したため
- 住宅設備機器の納入遅れや事業者の工事自粛等により、耐震改修の工事が遅延したため
- 工事完了後、外出自粛等により、入居が遅延したため
- その他(下記に事情の詳細を記述してください。)

(_____

_____)

3. 耐震改修をした年月日及び居住開始の予定年月日等(耐震改修完了の日から6か月以内に居住開始をしている必要があります。)

耐震改修をした年月日 : 令和____年____月____日

居住開始の予定年月日(契約事業者が記入) : 令和____年____月____日

実際に居住開始をした年月日(申告者が記入) : 令和____年____月____日

上記の内容について証明します。なお、実際に居住開始をした年月日は、後日申告者が記入します。

耐震改修の契約事業者

令和____年____月____日 住所 _____ TEL: _____

氏名又は名称 _____ 印(※2)(※3)

※契約事業者の署名捺印がない場合には、申告者が署名捺印を行います。

上記の内容に相違ないことを約します。

申告者 令和____年____月____日 住所 _____

氏名 _____ 印

様式C (住宅ローン減税用：控除期間13年間の特例措置の適用に関する申告書兼証明書)

<契約事業者において作成の上、申告者にお渡しください>

入居時期に関する申告書兼証明書

〇〇税務署長 殿

(申告者氏名) は、下記1の家屋を { 新築
取得
増改築等 } しましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、下記2の事情により、当該家屋を令和2年12月31日までに居住の用に供することができませんでした。

1. 新築又は取得若しくは増改築等をした家屋 (※1)

所在地 : _____

種類 : _____ 総(床)面積 : _____ m²

2. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、住宅用の家屋の新築又は取得若しくは増改築等後、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった事情 (該当する□にレ印を入れてください。複数回答可)

- 外出自粛や事業者の営業自粛等により、契約手続きが遅延したため
- 住宅設備機器の納入遅れや事業者の工事自粛等により、工事が遅延したため
- 工事完了後又は引渡し後、外出自粛等により、入居が遅延したため
- その他 (下記に事情の詳細を記述してください。)

(_____

_____)

3. 工事完了の年月日又は当該家屋の引渡しの年月日及び居住開始の予定年月日等 (令和3年12月31日までに居住開始をしている必要があります。)

工事完了の年月日又は当該家屋の引渡しの年月日 : 令和____年____月____日

居住開始の予定年月日 (契約事業者が記入) : 令和____年____月____日

実際に居住開始をした年月日 (申告者が記入) : 令和____年____月____日

上記の内容について証明します。なお、実際に居住開始をした年月日は、後日申告者が記入します。

契約事業者 令和____年____月____日 住所 _____ TEL: _____

氏名又は名称 _____ 印 (※2) (※3)

※契約事業者の署名捺印がない場合には、申告者が署名捺印を行います。

上記の内容に相違ないことを約します。

申告者 令和____年____月____日 住所 _____

氏名 _____ 印

〔備考（様式 A～C 共通）〕

- ※1 家屋の登記事項証明書に記載された内容を転記してください。その際、家屋がマンションのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、階段や通路など共同で使用している部分（共有部分）については床面積に含めず、登記事項証明書上の専有部分の床面積を記入してください。なお、契約事業者の署名捺印時点で登記事項証明書上の床面積が確定していない場合は、空欄にしたままにした上で、申告時に申告者のほうで記入してください。
- ※2 契約事業者が法人の場合、署名捺印に代えて記名押印することも差し支えありません。また、契約事業者名及び事業者印のみでも差し支えありません。
- ※3 原則として、請負契約書又は売買契約書の名義と同一の者の署名捺印を行うものとしますが、本申告書兼証明書の作成時点において、契約締結時の名義人から変更がある場合は、当該名義人に相当する者の署名捺印で差し支えありません。なお、契約事業者が複数の場合は、いずれか一の者の署名捺印をしてください。

消費税率10%への引上げ後の住宅取得に

メリットが出る支援策!

正しく知って
賢く使おう!



【消費税率の引上げに伴う4つの支援策】

併用可能です!

※裏面の(注)を参照

1

住宅ローン減税の控除期間が13年間

(建物購入価格の消費税2%分減税(最大))

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で期限内に入居できない方への措置も追加

2

すまい給付金は最大50万円

3

贈与税非課税枠は最大1,500万円

(令和2年4月以降の契約の場合)

4

**新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当
次世代住宅ポイント** [新型コロナウイルス感染症対応]

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月31日までに契約できなかった方が対象

詳細は裏面をご覧ください

1 住宅ローン減税の控除期間が13年間

概要 住宅ローン減税の控除期間が13年間。適用年の11～13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。
・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3%(2%÷3年)
※長期優良住宅や低炭素住宅の場合:借入金年末残高の上限:5,000万円、建物購入価格の上限:5,000万円

対象者 消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで令和2年12月末までに入居した方

備考 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月末)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たした上で令和3年12月末までに入居すれば、特例措置の対象となります。

お問合せ先

お近くの税務署へ

(上記備考欄の措置を活用して住宅ローン減税の適用を受ける場合、確定申告時に「入居が遅れたことを証する書類」等が別途必要です。詳しくは下記国交省 HP をご覧ください。)

2 すまい給付金は最大50万円

概要 収入に応じて現金を給付。消費税率10%の場合、収入の目安は775万円以下、給付額は最大50万円。

対象者 消費税率8%、10%が適用される新築、中古住宅の取得で、令和3年12月末までに引渡しを受け、入居した方
※住宅ローン利用/現金取得のいずれの場合も対象

お問合せ先

すまい給付金事務局
<http://sumai-kyufu.jp>



0570-064-186

ナビダイヤルは
通話料がかかります

受付:9時～17時/土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは 045-330-1904

3 贈与税非課税枠は最大1,500万円

概要 父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、最大1,500万円までの贈与が非課税(令和2年4月以降の契約の場合)

対象者 消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、令和2年4月から令和3年3月末までに契約を締結した方(令和3年4月から12月末までに契約を締結した方は最大1,200万円までの贈与が非課税)

お問合せ先

お近くの税務署へ

4 新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当 次世代住宅ポイント【新型コロナウイルス感染症対応】

概要 消費税率10%で一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を有する住宅や家事負担軽減設備に資する住宅の新築・リフォームを行う場合、商品と交換可能なポイントを付与。

対象者 新築住宅の取得、リフォームで、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月31日までに契約できなかった方で、令和2年4月7日～8月31日までに契約を締結等した方

お問合せ先

次世代住宅ポイント事務局
<https://www.jisedai-points.jp>



0570-001-339

ナビダイヤルは
通話料がかかります

受付:9時～17時/土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは 042-303-1553

(注) ②～④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引くことが必要になる場合があります。

詳しくは国土交通省のHPへ <http://www.mlit.go.jp>

